信権差押命令の申立てをされる方へ 【令和元年10月版】

■申立書の提出先

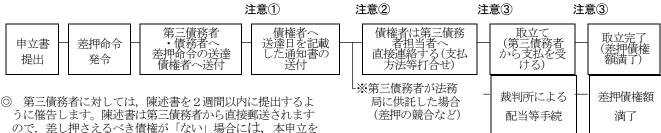
債務者の現住所地(法人の場合は本店所在地)を管轄する地方裁判所です。

玉名支部、山鹿支部、阿蘇支部、天草支部の管轄に該当する事件は当裁判所(本庁)で集約処理しています。

■申立時に必要な基本的な書類・費用関係(当裁判所申立分)

	必要提出書類・費用	備考
	①債権差押命令申立書	表紙, 当事者目録, 請求債権目録(計算書), 差押債権目録を1セット としてホチキスで左綴じ。 各ページの上部余白に捨印を押す。中央下にページ数を付けるか, 割印する。
提	②当事者・請求債権・差押債権 各目録のコピー	各1部。押印はしない。
出	③執行力ある債務名義の正本	執行文を付与された(不要なものもあり)債務名義 (判決・調停調書・支払督促・公正証書等のこと。)
書	④上記正本(又は謄本)の 送達証明書	上記の正本が債務者に送達されたことを証するもの。 ※債務名義が 家事審判正本の場合には確定証明書も必要
類	⑤代表者事項証明書(商業登記 簿謄本) 又は履歴事項全部証明書 ※3か月以内のもの ⑥住民票	法人当事者がいる場合に提出(法務局の本,支局で取得)全国の証明書が、本支局等のオンライン庁で取得可能。 債務名義上の表示と異なる場合には、履歴事項全部証明書等によりその繋がりを証するものが必要 個人当事者の現住所が、債務名義上の表示と異なる場合に提出(その繋
	※3か月以内のもの⑦戸籍謄(抄)本※3か月以内のもの	がりを証するもの。) 個人当事者の 氏名が、債務名義上の表示と異なる場合 に提出(その繋がりを証するもの。)
	8公証人役場発行の領収書 ※コピー可	公正証書を債務名義とする場合で、執行文付与手数料や謄本送達料等を 執行費用として計上する場合に提出
	⑨市町村発行の領収証※コピー可	上記⑥,⑦の交付手数料を執行費用として計上する場合に提出
費	⑩収入印紙(申立手数料)	基本4,000円分(債権者数(1)×債務者数(1)×債務名義数(1) ×400円で算出した額)
用	①郵便切手 ※右の基本額は債権者・債務者・ 第三債務者各1名の場合の組み 合わせ。 (注意)この他差押命令の送達 結果や事件の取下にあたっては 追加納付の場合がある。	基本2,910円分(執行費用として計上可能な額) (内訳)A 1145円分×第三債務者数… (第三債務者命令送達用) B 1099円分×債務者数… (債務者命令送達用) C 94円分×債権者数… (債権者命令送付用) D 404円分×第三債務者数… (陳述書返送用→裁判所宛) E 84円分×第三債務者数+1… (陳述書返送用→債権者宛) +(送達通知費用)

■一般的な手続の流れ概略



- ので、差し押さえるべき債権が「ない」場合には、本申立を 取下げて、別の回収方法を検討してください。
- 【注意】① 債務者に差押命令正本が送達された日から1週間を経過すると,債権者は,第三債務者に対して,差押さ えた金銭を直接請求する(取立てる)ことが出来ます(差押えの競合がある場合には、裁判所の配当手続に よりますので直接請求できません。)。送達日は裁判所からの通知書で確認します
 - ② 差押さえた金銭の授受は、裁判所を介することなく、債権者と第三債務者間で直接行うことになります。 具体的な方法は担当者(陳述書記載の担当者等)と協議してください。原則は第三債務者のところに直接 訪問・受領による方法なのですが,金融機関の口座振込が多いようです。なお,振込手数料は債権者負担 となりますので、振込方法の協議の際には、振込日・振込額・手数料額を連絡しあう体制についても、明確に打合せてください。
 - ③ 第三債務者から支払いを受けた場合は「取立届」を、全額支払いを受けた場合は「取立完了届」を提出 してください。

7860-8513 熊本市中央区京町1-13-11 熊本地方裁判所民事第1部債権執行係 14 096-241-8939 (直通)

債権差押命令申立事件の添付郵便切手一覧

熊本地方裁判所 令和元年10月~

库 数字1夕 0 担合	第三債務者数								
債務者1名の場合	1名	2名	3名	4名	5名	6名	7名	8名	
命令正本送達(→債務者あて)	¥1,099	¥1,099	¥1,099	¥1,099	¥1,099	¥1,099	¥1,099	¥1,099	
命令正本送達(→第三債務者あて)	¥1,145	¥1,145×2組	¥1,145×3組	¥1,145×4組	¥1,145×5組	¥1,145×6組	¥1,145×7組	¥1,145×8組	
命令正本送付(→債権者あて)	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	
陳述書返送(第三債務者→裁判所あて)	¥404	¥404×2組	¥404×3組	¥404×4組	¥404×5組	¥404×6組	¥404×7組	¥404×8組	
陳述書返送(第三債務者→債権者あて)	¥84	¥84×2組	¥84×3組	¥84×4組	¥84×5組	¥84×6組	¥84×7組	¥84×8組	
送達通知	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	
合計 (執行費用として計上できる額)	¥2,910	¥4,543	¥6,176	¥7,809	¥9,442	¥11,075	¥12,708	¥14,341	

債務者2名の場合	第三債務者数								
関係名2名の場合	1名	2名	3名	4名	5名	6名	7名	8名	
命令正本送達(→債務者あて)	¥1,099×2組								
命令正本送達(→第三債務者あて)	¥1,145	¥1,145×2組	¥1,145×3組	¥1,145×4組	¥1,145×5組	¥1,145×6組	¥1,145×7組	¥1,145×8組	
命令正本送付(→債権者あて)	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	
陳述書返送(第三債務者→裁判所あて)	¥404	¥404×2組	¥404×3組	¥404×4組	¥404×5組	¥404×6組	¥404×7組	¥404×8組	
陳述書返送(第三債務者→債権者あて)	¥84	¥84×2組	¥84×3組	¥84×4組	¥84×5組	¥84×6組	¥84×7組	¥84×8組	
送達通知	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	
合計 (執行費用として計上できる額)	¥4,009	¥5,642	¥7,275	¥8,908	¥10,541	¥12,174	¥13,807	¥15,440	

【参考】計算方法

¥1,099×債務者数 ¥1,145×第三債務者数 ¥94×債権者数 ¥404×第三債務者数 ¥84×(第三債務者数+1)

★債務者が1名増えることに 1,099円分増える。 ★第三債務者が1名増えるごとに 1,633円分増える。 (1,145+404+84円分) 【参考】配達日指定 →原則として、差出日の翌々日から起算して10日以内の日が指定可能

★平日指定···+32円 ★休日指定···+210円